

【概要】財政的な支援

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
I-1-②	(一財)地域活性化センター助成事業	<p>地域活性化に貢献するイベントや各種事業への市町村等の補助に対して、地域活性化センターが助成する。</p> <p>●助成メニュー: ①地域イベント助成事業 ②公共スポーツ施設等活性化助成事業 ③地方創生アドバイザー事業 ④スポーツ拠点づくり推進事業 ⑤移住・定住・交流推進支援事業 ⑥地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業</p> <p>●助成先: 市町村、広域連合、一部事務組合等 ●助成率: 定額(ただし、助成事業メニューごとの限度額あり。) ●事業実施主体: 市町村、広域連合、一部事務組合等、地域コミュニティ組織</p>	中山間地域対策課 088-823-9739
I-2-①	特用林産業新規就業者支援事業	<p>特用林産業に新規に携わる者に対し、生産技術を習得するための研修助成金や研修指導者への謝金を市町村が支給する場合、経費の一部を支援する。</p> <p>●補助先: 市町村 ●補助率 研修生への支援 2/3以内(補助対象経費上限額は、研修生1人当たり月額15万円以内) 研修受入生産者等への支援 10/10以内(研修生指導者に対し、研修生1人指導につき月額5万円以内) ●事業実施主体: 市町村</p>	森づくり推進課 088-821-4571
I-2-①	新規漁業就業者支援事業費補助金	<p>地元後継者・Uターン者等が、自営等の沿岸漁業者として自立するための長期研修(原則2年以内)を支援する。</p> <p>●補助先: 市町村 ●補助率: 研修生の生活支援費: 県2/3以内(補助上限額10万円/月)、市町村の繰り越し必須・補助率任意 指導者の報償費: 県定額5万円/月、市町村の繰り越し必須・額任意 損害保険料: 県2/3以内、市町村任意 ●事業実施主体: 漁協</p> <p style="text-align: right;">※本事業は現研修生が修了するR2年度をもって廃止</p>	漁業振興課 088-821-4606
I-2-①	担い手育成団体支援事業費補助金	<p>漁業生産量の維持・増大と担い手の確保を図るため、従来の就業者対策に加えて、民間企業や漁協が研修生を雇用して行う漁業の担い手の育成を支援する。</p> <p>●補助先: 県が認定した市町村、民間企業等の担い手育成団体 ●補助率: ①研修生給与: 定額(10万円) 指導者報償費又は給与 定額(5万円/月) 損害保険料 2/3以内 研修に必要な施設整備 1/2以内 研修に必要な施設の使用料及び賃借料 1/2以内(漁船は上限10万円/月)</p>	漁業振興課 088-821-4606
I-2-①	漁業就業支援事業 [追加]	<p>新規漁業就業希望者等の相談から就業後のフォローアップまでを一貫して支援する。</p> <p>●支援対象者: 新規漁業就業希望者等 ●支援内容</p> <p>①短期研修事業: 現地研修(3~20日) 指導者報償費 8千円/日 損害保険料 6千円以内/回 宿泊経費 5千円以内/泊 経費 20千円以内/回</p> <p>②自営漁業者育成事業: 自営の沿岸漁業者として独立するために必要となる漁業技術習得研修(1年以内)及び研修終了後の経営安定に向けた自立支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月(漁業技術習得研修、自立支援とも同額) 損害保険料 62千円以内/年(漁業技術習得研修のみ) 指導者謝金 75千円以内/月(漁業技術習得研修のみ) 用船料 100千円以内/月(漁業技術習得研修のみ)</p> <p>③雇用型漁業支援事業: 定置網漁業等の雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月</p> <p>④漁家子弟支援事業: 漁業後継者の新規就業における生活支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月</p> <p>⑤再研修事業: 漁業技術習得研修の修了生等を対象とした技術習得が不十分な方又は操業に不安がある方に対する日単位の再研修(10日以内) 指導者謝金 8千円/日(指導者の船で実施する場合)もしくは30千円(長期研修修了生等の船で実施する場合)</p> <p style="text-align: right;">※漁船の取得支援については、下段の「漁船リース事業」を参照</p>	高知県漁業就業支援センター 088-824-0379
I-2-①	漁船リース事業 [追加]	<p>(一社)高知県漁業就業支援センターが漁船を取得し、事業実施希望者にリースする。</p> <p>●支援対象者: 「浜の活力再生広域プラン」等で中核的漁業者に位置付けられた者 ●支援内容: 国1/2以内、県1/20以内(新規就業者の場合1/10以内)、市町村任意</p>	高知県漁業就業支援センター 088-824-0379
II-1-②	経営革新等支援事業	<p>県内の中小企業者等の振興を図るため、新技術・新製品の開発及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現に向けた取り組みを支援する。</p> <p>●補助対象者: 中小企業者等で、高知県の承認を受けた経営革新計画、事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略又は県下の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定している企業 ●補助率: 1/2以内 ●補助限度額: 200万円 ●補助対象事業: 新事業動向等の調査、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓、人材養成</p>	高知県産業振興センター 088-845-6600

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅱ-1-②	販路開拓支援事業	県内の中小企業の振興を図るため、 県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大 のために行う展示会出展等の取り組みを支援する。 ●助成対象者: 中小企業者等 ●助成率: 1/2以内 ただし、高知県産業振興センターの実施する補助事業の過去3年間の活用実績により減額する。 ①1/2(活用実績無し)②1/3(活用実績1年)③1/4(活用実績2年)④補助対象外(活用実績3年) ●助成限度額: (海外)100万円、(国内)30万円 ※両方を併用する場合は100万円 ●助成対象事業: 県外及び海外において開催される展示会等への出展	高知県産業振興センター 088-845-6600
Ⅱ-1-③	高知県芸術祭 KOCHI ART PROJECTS 事業助成金	文化芸術活動を通じた地域づくり、交流人口の拡大を目的として、 高知県内で開催される文化芸術活動に助成等の支援 を行う。 ●対象者: 個人でも団体(実行委員会等)でも可 ●対象事業: 以下の要件を満たす事業 ・地域住民が主体となって企画・実施する文化芸術活動で、地域資源(自然/町並み/歴史など)を活かして、地域づくりや地域の課題解決に取り組むもの。 ・令和元年度高知県芸術祭開催期間中(令和元年9月中旬から12月中旬予定)に実施されるもの。(※事前の準備に係る費用も助成対象) ・営利を目的としないもの。 ●助成金: 1事業あたり上限額30万円 ●募集: 平成31年4月~5月(予定)、決定: 令和元年6月(予定)	文化振興課 088-823-9793 (公財)高知県文化財団総務部企画課 088-866-8013
Ⅱ-1-④	観光ガイド育成事業(観光ガイド研修)	高知県を訪れる観光客の満足度を高めるため、 県内各地域で観光ガイド研修等を実施 し、ガイド技術の向上及びガイド団体間の横の繋がりや深さをすることにより、観光ガイドの底上げを行うもの。(観光ガイド以外の方も研修に参加可能) ・地域別研修交流会の実施(東部、中部、西部の全地域で合計6回以上) ・観光ガイド団体及び新規立ち上げを行うための個別勉強会への支援(上限5万円/団体 ※10団体以上)	おもてなし課 088-823-9043
Ⅱ-1-⑦	木の香るまちづくり推進事業費	木の文化県構想に基づき、県産材を活用した公共空間の木質化及び屋外景観施設等の整備や、 県産木製品の導入などを支援 する。 ●対象経費: 木質化及びそれと一体となった木製品の導入経費、案内板等の導入経費 ●補助先: 市町村、団体等 ●補助率: 1/2以内(限度額400万円、ただし、事業者当たりの事業種別の限度額は500万円)	木材産業振興課 088-821-4593
Ⅱ-1-⑧	外国人観光客受入研修実施委託業務(追加)	外国人観光客の受入スキル向上のため、エリア別(事業種別)のセミナーや事業者向けの個別研修を行うもの。 (セミナーにはどなたでも参加可能。個別研修には別途選定されたエリア内の事業者のうちセミナー受講者が受講可能) ・エリア別セミナー(5回(5エリア)) ・個別研修(3~5回/事業者×10事業者/エリア ※5エリア)	おもてなし課 088-823-9043
Ⅱ-2-④	水産多面的機能発揮対策支援交付金	水産業及び漁村が有する多面的機能の発揮に資する取組を支援し、 水産業の再生・漁村の活性化 を図る。 ①水産多面的機能発揮対策推進支援交付金 ・事業内容: 活動計画策定や活動組織の指導及び活動確認等に必要経費 ・事業主体(交付先): 市町村 ・補助率: 定額 ②水産多面的機能発揮対策支援交付金 ・事業内容: 水産多面的機能発揮活動実施に対する補助 ・事業主体(交付先): 高知県環境生態系保全対策地域協議会 ・補助率: 国7/10、市町村1.5/10、県1.5/10(活動項目につき上限30万円)	漁業振興課 088-821-4613
Ⅱ-2-⑤	遊漁船業等振興事業費補助金	交流人口の拡大による漁村の活性化を促進するため、 遊漁や体験漁業等における新たな利用者の獲得に向けた情報発信や受け入れ体制の整備などの取組を支援 する。 ●補助先 市町村等 ●補助対象及び補助率 ①事業者間の連携によるソフト対策 1/2以内 補助上限額: 100万円 補助下限額: 10万円 ②安全性の向上に資する設備等の整備 1/2以内 補助上限額: 1設備につき25万円 ③サービス機能の強化に資する設備等の整備 1/6以内(新規就業者は1/3以内) 補助上限額: 1設備につき250万円 ●事業主体 ①・②は遊漁船業者等、遊漁船業者等の団体、漁業協同組合 ③は漁業協同組合	水産政策課 088-821-4692
Ⅲ-1-①	中山間地域生活支援総合補助金 ①生活用水確保支援事業	中山間地域で地域住民が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整えるため、 飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくり に必要な経費を支援する。 ●補助先: 市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が組織する協議会 ●補助率: 補助対象経費から地元負担金を控除した額の2/3以内、浄水装置整備については1/2以内 ●対象経費: ①生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査又は検討事業に要する経費 ②給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ③南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する費用 ●上限額: 30,000千円/1事業当たり、浄水装置整備については上限なし ●事業実施主体: ・市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する任意団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落	中山間地域対策課 088-823-9602
Ⅲ-1-③	中山間地域生活支援総合補助金 ②移動手段・物流確保支援事業(貨客混載推進事業)	貨客混載推進検討会において対象とした事業スキームの導入に必要な経費を支援 する。 ●補助先: 市町村 ●補助率: 2/3以内 ●対象経費: ①仕組みづくりのための調査等 地域の貨客混載のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等 ②運行に必要な装備等 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー等の運行に必要な車両の購入及び改造、待合所の整備等 ③新たな取組の実証運行 貨客混載による運行費又は運行委託料 ●事業実施主体: ・市町村等、貨物運送事業者、旅客運送事業者 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・市町村が認める団体等	中山間地域対策課 088-823-9602

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅲ-1-④	移動通信用施設整備事業費補助金	過疎地域などの条件不利地域において、市町村が携帯電話のサービスエリア拡大のために実施する 携帯電話基地局の整備 を支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:2/3以内(100世帯未満の場合)、その他は1/2以内 ●補助対象:基地局施設(局舎、鉄塔、無線設備等)の整備 ●対象地域:過疎地、辺地、離島、半島、山村、又は特定農山村 ●事業実施主体:市町村	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-④	情報通信基盤整備事業費補助金	市町村が地域住民の生活の向上などを図るために実施する 光ファイバーなどの超高速ブロードバンド整備 を支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:1/10以内 ●補助対象:CATV(ケーブルテレビ)、FTTH(光ファイバー)、ADSL、FWA(無線)等 地域間の情報格差是正に必要となる施設の整備 ●事業実施主体:民間事業者	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-④	共聴施設整備等事業費補助金	テレビ離視聴地域において 住民自治組織(共聴組合)が実施する 共聴施設の新設または改修 に要する費用を市町村が補助する場合に支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:1/2以内 ●補助対象:共聴施設(テレビ共同受信施設)の新設、改修 ●事業実施主体:住民の自治組織(共聴組合)	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-⑥	こうち山の日推進事業費補助金	「こうち山の日」に関する普及啓発事業 に取り組む団体等に対し補助する。 ●補助先:公益社団法人高知県森と緑の会 ●補助率:定額(上限額:250千円) 市町村の場合は1/2 ●対象経費:ア 森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 イ 木使い ⑤木工 ⑥木材普及 ウ 森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育 ●事業実施主体:市町村、法人、NPO、ボランティア団体、町内会、PTAなど	林業環境政策課 088-821-4586
Ⅲ-2-①	高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	住まいの確保に配慮を要する単身高齢者が低廉な家賃で入居でき、かつ、「あったかふれあいセンター」や「集落活動センター」などとの連携により 入居者の日常生活を支援する仕組みが整えられている住宅 を市町村が整備する場合、経費の一部を助成する。 ●補助先:市町村 ●補助率:定額1/4 ●上限額:5,500千円(1施設あたり)	高齢者福祉課 088-823-9627
Ⅲ-2-②	地域子ども・子育て支援事業費補助金(一時預かり事業)	保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かる事業に助成 する。(子ども・子育て支援交付金) ●対象事業:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ●補助先:市町村(市町村が認めた者へ委託等を行うことができる) ●補助率:1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3) ●補助基準額:運営費(地域密着Ⅱ型) 1カ所当たり年額1,378,000円(利用が300人未満の場合)	幼保支援課 088-821-4882
Ⅲ-2-②	放課後子ども教室推進事業費補助金 放課後児童クラブ推進事業費補助金	放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村が行う 放課後子ども教室及び放課後児童クラブ の運営費に対して助成を行う。 ①放課後子ども教室推進事業(文部科学省) 学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、すべての子どもが放課後等に安心・安全に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるよう、様々な放課後対策支援を行う。 対象:地域の子ども全般 ●補助先:市町村及び一部事務組合 ●補助率:2/3(国1/3、県1/3)、中核市は1/3 ●補助対象経費:事業の運営に必要な経費 1時間当たりの謝金単価は、地域学校協働活動推進員等・協働活動支援員は1,480円、協働活動サポーターは740円を上限とする ●条件:運営委員会の設置及び地域学校協働活動推進員等の配置 ②放課後児童クラブ推進事業(内閣府) 授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、その健全な育成を図る。 対象:保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 ●補助先:市町村 ●補助率:1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3) ●補助対象経費:事業の運営に必要な経費(※国が定める基準額あり) ●条件:原則年間250日以上開設、1クラブに1名以上有資格者の配置(経過措置~H32.3)が必要	生涯学習課 088-823-4897
Ⅲ-2-③	地域支援事業費交付金(介護予防事業または介護予防・日)	地域において、 介護予防 に向けた取組が主体的に実施されるような地域づくりを、目的とした事業が交付金の対象となる。 ●交付先及び実施主体:市町村 ●負担割合:国25% 県12.5% 市町村12.5% 保険料50%	高齢者福祉課 088-823-9627
Ⅲ-2-③	介護基盤緊急整備事業費補助金	市町村が、地域の実情に応じた 介護サービス提供体制 を整備していくために必要な施設整備の費用の一部を助成する。 ●補助先:市町村 ●補助率:定額 ●対象経費:介護予防拠点の施設整備費 ●上限額:8,500千円/1施設当たり ●事業実施主体:市町村	高齢者福祉課 088-823-9632

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅲ-2-③	中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金	<p>中山間地域でもニーズに合った在宅介護サービスが受けられるよう、遠隔地など条件不利地域で在宅介護サービスを提供する介護事業者に対し経費の一部を助成する市町村に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/2 ●対象経費:①次の要件いずれかに該当する要介護者等に介護サービスを提供した事業者へ人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算対象地域の中で特に利用者が少ない地域に居住する者 ・特別地域加算対象地域の中で最寄りの事業所から概ね20分以上離れた地域に居住する者 ・特別地域加算対象地域外で最寄りの事業所から概ね20分以上離れた地域に居住し市町村が必要と認めた者 ②上記①のサービスを提供している特別地域加算対象地域内の事業者で、新たに常勤職員を雇用した事業者へ人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する場合(対象介護サービス事業) <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、認知症デイ、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 <p>●事業実施主体:市町村</p>	高齢者福祉課 088-823-9681
Ⅲ-2-③	後期高齢者医療調整交付金(特別調整交付金・長寿健康増進事業)	<p>後期高齢者医療被保険者(75歳以上)の健康の保持・増進のために実施する健康相談や体操教室などの取り組みを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村(一広域連合一団) ●補助率:10/10以内(他の事業も含め交付金の上限を超える場合には、あん分等による調整) ●対象経費:健康教室や体操教室などの開催にかかる講師謝金や事務経費 ●事業実施主体:市町村(広域連合が経費助成を行い市町村等が実施) 	国民健康保険課 088-823-9629
Ⅲ-2-④	住宅耐震化促進事業費補助金	<p>昭和56年以前に建築された住宅の耐震化を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①住宅耐震診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:耐震診断に要する費用 ●補助限度額:3.3万円 <p>(改修工事の概算見積を作成する場合は4千円を加算可、木造の場合は市町村により個人負担無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり <p>②住宅耐震改修設計費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:3/4以内 ●対象経費:耐震改修工事の設計書作成(工事費見積書を含む。)に要する費用 ●補助限度額:20.5万円(市町村により上乗せ補助あり) <p>③住宅耐震改修費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4(一部1/2)以内 ●対象経費:耐震改修工事に要する費用 ●補助限度額:92.5万円(市町村により上乗せ補助あり) ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり(一部対象外) <p>④住宅段階的耐震改修支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:倒壊の可能性が高い住宅について一定の安全性を確保する工事に要する費用 ●補助限度額:64.8万円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856
		<p>避難路等に面している危険性の高いブロック塀の撤去等を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①コンクリートブロック塀耐震対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:コンクリートブロック塀の撤去又は安全な塀に造り替える工事に要する費用 ●補助限度額:20.5万円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856
		<p>土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の区域外への移転や土砂災害対策改修を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①かけ地近接等危険住宅移転事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:危険住宅の除却及び移転に要する経費 ●補助限度額:8,202千円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり <p>②住宅等土砂災害対策促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:危険住宅等を土砂災害に対して安全な構造となる改修工事に要する経費 ●補助限度額:759千円又は工事費に23%を乗じて得た額のいずれか低い額 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9859
		<p>延焼や倒壊の危険がある老朽化した住宅や建築物の除却を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①老朽住宅等除却事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:老朽住宅・建築物除却等に要する費用 ●補助限度額:164.5万円(市町村により別途限度額あり) ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
		<p>空き家住宅や空き建築物を住宅等として再生・活用するために、耐震改修・断熱改修・トイレの水洗化など、性能の向上に資するリフォームを行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①空き家活用促進事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:市町村が空き家住宅・空き建築物を、公的住宅等として再生・活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費 ●補助限度額:9,324,000円 ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり</p> <p>②空き家活用費補助事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/3以内 ●対象経費:空き家住宅・空き建築物の所有者又はその所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人等が、住宅確保要支援者の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費 ●補助限度額:1,824,000円(市町村により別途限度額あり) ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/3あり</p> <p>③空き家対策市町村緊急支援事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:市町村が空き家住宅・空き建築物の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査、実態把握等に要する経費 ●補助限度額:100,000円 ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり</p>	住宅課 088-823-9862
Ⅲ-2-④	空き家対策総合支援事業 社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)※ (住宅等以外の用途への再生も事業対象)	<p>空き家住宅・空き建築物を住宅等以外の用途に再生する場合、空き家活用促進事業及び空き家活用費補助事業(いずれも県事業)の対象にはなりません、本事業の対象となります。</p> <p>●交付先:市町村 ●交付率:1/2(市町村が民間に補助する場合は、事業費の1/3かつ市町村の補助額の1/2以内) ●対象経費:・空き家住宅、空き建築物の改修等に要する費用(補助限度額無し) ・空き家住宅、空き建築物の所有者の特定に要する経費</p> <p>●その他:・空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画に基づく事業が補助対象 ※空き家対策総合支援事業を活用せず、社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)を活用することも可能</p>	住宅課 088-823-9862
Ⅲ-2-⑥	がん検診受診促進事業費補助金	<p>がん検診の対象となる県民に、がん検診の意義や重要性、検診日程などの情報を確実に伝えるとともに、検診未受診者への受診勧奨や、検診の利便性向上・受診率向上対策に取り組む市町村を支援することで、がん検診の受診者増を図り、がんの早期発見・早期治療につなげる。</p> <p>●補助先:事業実施主体:市町村(広域連合を含む) ●補助率:定額(対象人口ごとに補助限度額を設定)・1/2 ●対象経費:(1)受診勧奨(個別通知の実施) 対象年齢:40~69歳(子宮頸がん 20~69歳) 補助率:1/2 (2)未受診者への再度勧奨 対象年齢:40~69歳(子宮頸がん 20~69歳) 補助率:1/2 (3)受診状況確認調査 対象年齢:40~69歳 補助率:1/2 (4)要精密検査未受診者勧奨 補助率:1/2 (5)利便性・受診率向上事業(市町村から申請のあった利便性・受診率向上となる取組) 補助率:実施内容により 1/2・定額 を決定</p>	健康対策課 088-823-9674

【概要】人的な支援・その他の支援

分類	事業名	実施内容(対象者・場所等)	担当課・連絡先
I-1-①	地域の歴史・文化に関する協力事業	<p>集落活動センターで展開される地域活性化の取り組みに対して、活動の素材となるような地域の歴史・文化(江戸時代の歴史・地理・産業・生活など)に関する資料や情報を提供する。また、センター開設準備や開設後の諸企画など、センターで行う歴史・文化部門の活動に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史に関する講座や史跡見学会などに、資料を提供し、又は講師を派遣する ●地域の歴史に関する展示コーナーなどの造作や解説文作成等の協力を行う ●地域にのこされた歴史資料(文書・美術工芸品・古写真など)の保存・整理・調査等の相談に応じる <p>(※)・地域住民、高知ふるさと応援隊、市町村職員などが対象 ・実施場所は現地 ・実施日程は相談のうえ決定</p>	高知県立高知城歴史博物館 088-871-1600
		<p>集落活動センターで展開される地域活性化の取り組みに対して、活動の素材となるような地域の考古・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する資料や情報を提供する。センター開設後の諸企画などセンターで行う歴史・文化活動に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する講座や史跡見学会などに資料を提供し、または、講師を派遣する ●地域の考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する展示コーナーなどの製作や解説文の作成等への協力を行う ●地域にのこされた考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗資料の保存・整理・調査等の相談に応じる 	高知県立歴史民俗資料館 088-862-2211
I-1-②	空き職員住宅の利活用	<p>県職員住宅の空き室を市町村の地域振興事業や定住促進事業などのため利用(※)する場合に、行政財産の目的外使用許可を行う。 (※)・住宅としての利用に限る ・有償</p>	職員厚生課 088-823-9166 教職員・福利課 088-821-4905
I-2-①	文化人材育成プログラム(アートマネジメント講座)	<p>芸術祭などを核として、文化芸術と自然や歴史、産業等の幅広い分野をつなぎ、県内各地で文化芸術に触れる機会の創出を図ることのできる人材を育成することを目的として、アートマネジメント講座を実施する。 <開催時期:令和元年6月~令和2年1月> 対象者:文化芸術に携わっている方、地域おこし協力隊、町村職員、地域支援企画員等 場所:高知市 他</p>	文化振興課 088-823-9793 (公財)高知県文化財団総務部企画課 088-866-8013
I-2-①	林業技術者養成研修	<p>労働安全衛生法に基づき、林業作業に必要なとなる資格・免許や林業技術の習得のための研修を実施する。 対象者:林業に従事し、または従事しようとする者(原則18歳以上) 場所:県立森林研修センター</p>	森づくり推進課 088-821-4571
I-2-①	県立林業大学校「短期課程」	<p>すでに林業に従事している方々などの知識や技術の向上を図るための研修を実施する。 対象者:森林組合等職員、小規模林業実践者、ボランティアの方、林業に興味をお持ちの方など 場所:県立林業大学校他</p>	県立林業大学校 0887-52-0784
II-1-②	食品衛生法(食品製造、販売に係る法規)についてのアドバイス	<p>地域住民(運営スタッフ)、高知ふるさと応援隊を対象に、食品営業施設(飲食店、食品製造施設等)開設時に必要となる手続き、また、HACCPに沿った衛生管理への対応について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣しアドバイスする。 対象者:食品の製造、販売等を考えられている方 場所:現地</p>	食品・衛生課 088-823-9672
II-1-②	食品衛生管理に係る認証制度についてのアドバイス	<p>ジビエの処理や加工食品の製造等に際して、衛生管理が十分であることを県が認証する制度(食品総合衛生管理認証制度)について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣し、取得に向けアドバイスする。 対象者:食品製造事業者等 場所:現地</p>	食品・衛生課 088-823-9672
II-1-②	まちむらセミナー	<p>文化芸術活動を通じた地域づくり、交流人口の拡大を目的として、高知県内で開催される文化芸術活動に助成等の支援を行う。 ●対象者:個人でも団体(実行委員会等)でも可 ●対象事業:以下の要件を満たす事業 ・地域住民が主体となって企画・実施する文化芸術活動で、地域資源(自然/町並み/歴史など)を活かして、地域づくりや地域の課題解決に取り組むもの</p>	まちむら交流機構 03-4335-1982 (地域観光課)
II-1-②	工業技術センター産業技術人材育成事業	<p>食品加工特別技術支援員などによる製品化のための技術支援や、試作品等の依頼試験や分析を行い成績表を発行(有料)する。 対象者:食品製造事業者等 場所:工業技術センター</p>	工業振興課 088-823-9691
II-1-②	食品表示の適正化に向けたアドバイス	<p>加工食品の表示に関するワンストップ相談窓口を設置(高知県食品産業協議会)し、適正表示についてアドバイスする。</p>	高知県食品産業協議会 088-855-5634 地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	生産管理の高度化に向けたアドバイス	<p>食品の製造に携わる事業者を対象に、食品の衛生管理基準であるHACCP(ハザards)手法の導入・定着を支援する。具体的な支援策は次のとおり。 ①基礎知識の習得に向けたHACCP研修等の開催 ②専門家派遣による書類作成や現場改善などの個別指導 ③ワンストップ相談窓口による各種相談対応やフォローアップ 等</p>	(一社)高知県食品衛生協会 088-821-8966 地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	商品づくりへのアドバイス、県外への販路開拓等	<p>商品開発の際の助言、アンテナショップ「まるごと高知」での販売やテストマーケティングの実施、首都圏をはじめ、関東以北、関西、中部、中国、四国、九州などの量販店・飲食店等への仲介・あっせん活動により県外の販路開拓を支援する。</p>	(一財)高知県地産外商公社 高知事務所 088-855-4330
III-1-③	マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくり	<p>マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくりを進めるため、定番化に向けた商品力アップのための市場等に精通した専門家による商品の評価・アドバイスを行う商品づくりワーキングを開催する。</p>	地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	高知県産品商談会	<p>県内外の量販店等と県内事業者・生産者との商談会を開催し、県産品の発掘や商品の磨き上げにつながる機会を創出し、県産品の販路開拓、販売拡大を支援する。</p>	地産地消・外商課 088-823-9753
II-1-②	「ものづくりの地産地消」に向けたアドバイス	<p>県内で必要とされる機械装置の製造など、ものづくりの工程をできるだけ県内で行い、一次産業の省力化や生産性の向上につなげていけるよう、ものづくりの相談に専任担当者がワンストップで対応します。</p>	ものづくり地産地消・外商センター 088-845-7110

分類	事業名	実施内容(対象者・場所等)	担当課・連絡先
Ⅱ-1-②	水産物地域加工育成支援事業費	地域で活動する加工グループや6次産業化に向けた取組を総合的に支援する。	水産流通課 088-821-4557
Ⅱ-1-③	自然・体験型観光アドバイザー(追加)	豊かな地域資源を活かした自然・体験型観光の推進のため、各種アドバイザーを派遣し、観光資源を磨き上げる。 対象者: 地域住民・市町村職員・広域観光組織や観光協会職員 場所: 現地	地域観光課 088-823-9706
Ⅱ-1-⑤	小規模事業経営支援事業	県内の商工業者に対し、商工会、商工会議所による経営相談等を実施する。(県内25商工会、6商工会議所)	経営支援課 088-823-9698
Ⅱ-1-⑦	旅館業法(民宿、旅館に係る法規)についてのアドバイス	地域住民(運営スタッフ)、高知ふるさと応援隊を対象に、民宿、旅館開設時に必要となる手続き等について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣しアドバイス。 対象者: 旅館業に興味をお持ちの方 場所: 現地	食品・衛生課 088-823-9671
Ⅱ-1-⑧	アグリ事業戦略サポートセンター(追加)	経営コンサルタント等の専門家と関係機関が、事業戦略の策定サポート及びPDCAサイクルをフォローアップする。 対象者: ①中山間農業複合経営拠点及び関係機関、②集落営農法人及び関係機関、③農林水産物直販所及び関係機関	①② 農業担い手支援課 088-821-4807 ③ 農産物マーケティング戦略課 088-821-4537
Ⅲ-1-④	地域情報化アドバイザー ※国(総務省)の事業 平成29年6月頃から 事業受付を開始	地域の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、助言、講演等の活動を通じ、当該地域の情報化を促進する。 なお、派遣に係る謝金、旅費については総務省が負担する。 派遣先: 自治体、NPO等(自治体以外の場合は、自治体の推薦が必要) 場所: 支援地域	情報政策課 088-823-9650 (総務省情報流通 政局 地域通信振興課 03-5253-5756)
Ⅲ-1-④	ICT地域マネージャー ※国(総務省)の事業 平成29年6月頃から 事業受付を開始	ICT基盤、システムを活用して効率的、効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的、技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣する。 なお、派遣に係る謝金、旅費については総務省が負担する。 ※上記の、地域情報化アドバイザーの中から選任する。(これ以外の者も要相談で判断) 派遣先: 自治体、NPO等 (自治体以外の場合は、自治体の推薦が必要) 場所: 支援地域	情報政策課 088-823-9650 (総務省情報流通 政局 地域通信振興課 03-5253-5756)
Ⅲ-1-④	地域情報化事業導入検討会事業	地域が抱える課題解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動による支援を行う。 (※情報システムの構築及び運用にかかる経費について、国や県の助成事業が活用できるよう検討、調整が必要)	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-2-⑥	シルバー人材センターとの連携による暮らしのサポートへの支援	地域の高齢者から集落活動センターに集約されるニーズ(墓掃除、草刈り、雪下ろし、大工作業、買物代行等)に対する暮らしのサポートについて集落活動センターと連携し、集落活動センターで対応しきれない業務をシルバー人材センターがバックアップする。	雇用労働政策課 088-823-9763

